■検査優先種

検査優先種 (9 目 11 科)

伏且 後儿性		(3 日 11 11)
検査優先種 1(18 種)		
カモ目カイ ヒシガン シジュウカラガン コクチョウキ コブクチョウチョウ コブハクチョウ オンドリカイン エドリカロ カイツブリ目カイツブリカイツブリ	ツル目ツル科 マナヅル ナベヅル チドリ目カモメ科 ユリカモメ タカ目タカ科 オオタカ ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ハヤブサ 重度の神経症状**が観察され	主に早期発見を目的とする。 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5 亜型)に感受性が高く、死亡野鳥等調査で検出しやすいと考えられる種。 死亡野鳥等調査で、平成22年度及び28年度、令和2年度の発生時を合わせた感染確認率が5%以上であった種。
カンムリカイツブリ 検査優先種 2 (9 種)	た水鳥類 	
カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	タカ目タカ科 オジロワシ オオワシ クマタカ フクロウ目フクロウ科 フクロウ	さらに発見の可能性を高めることを目的とする。 過去に日本、韓国等において死亡 野鳥で感染確認のある種を含める。
検査優先種 3		
カモ目カモ科 カルガモ、コガモ等(検査優先種1、2以外全種) カイツブリ目カイツブリ等(検査優先種1、2以外全種) カツオドリ目ウ科カワウ ペリカン目サギ科アオサギ ツル目ツル科タンチョウ等 (検査優先種1以外全種) ツル目クイナ科オオバン	チドリ目カモメ科 ウミネコ、セグロカモメ等 (検査優先種1、2以外全種) タカ目ミサゴ科 ミサゴ タカ目タカ科 トビ等(検査優先種1、2以 外全種) フクロウ目フクロウ科 コミミズク等(検査優先種 1、2以外全種) ハヤブサ目ハヤブサ科 チョウゲンボウ等(検査優 先種1、2以外全種)	感染の広がりを把握することを目的とする。 水辺で生息する鳥類としてカワウやアオサギ、検査優先種1あるいは2に含まれないカモ科、カイツブリ科、ツル科、カモメ科の種を、また鳥類を捕食する種として検査優先種1あるいは2に含まれないタカ目、フクロウ目、ハヤブサ目の種を対象とした。

その他の種

上記以外の鳥種すべて。

猛禽類以外の陸鳥類については、カラス類以外は国内では感染例が知られておらず、海外でも感染 例は多くないことから、その他の種とする。

野鳥監視重点区域においては、3羽以上の死亡がみられた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査対象とする。

* 外来種

^{**} 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

- ※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。
- ※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。
- ※検査優先種 1 に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、表 1-2 に示す羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談して対応する。)。